

## なは市民活動支援センターにおける感染症拡大予防ガイドライン

那覇市まちづくり協働推進課

### 1. 基本チェックリスト

- 職員の就業前の体温測定
- 職員の手指消毒の徹底
- 職員のマスク着用
- 入口及び施設内の手指消毒液の設置
- 来館者に対するマスク着用お願いの周知

### 2. 基本的な感染拡大予防策（3つの密「密閉」「密集」「密接」を避ける）

#### (1) 室内の換気対策等

- ・定期的に窓を 5 分間程度開け換気を行う(クーラー稼働時も含む)
- ・会議室等に手指消毒液を設置する。

#### (2) 密集にならないための対策

##### ① 利用施設及び利用者の制限

- ・会議室、印刷室、オープンスペースの利用制限  
(市危機管理対策本部の決定に従い利用の制限を行うこともある)
- ・各室とも収容定員の半分以下の参加人数にする  
※会議室①の場合 42 人以下、 研修室②の場合 9 人以下など
- ・団体利用時は、代表者に対し参加人数及び来館者の制限を求める。

##### ② 発熱等の症状のある方の入室制限

- ・発熱や咳等の症状がある方については、原則としてセンターへの入室をお断りする。  
館内に張り紙で掲示する。

#### (3) 身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保の方法

##### ① 接触感染対策

- ・オープンスペースのテーブル・椅子を間引きする。
- ・会議する場合は、対面にならないよう席の配置を工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くする。

##### ② 飛沫感染対策

- ・窓口カウンターなどで対面となる場所は、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・会話する際は、可能な限り真正面を避ける。

### 3. 消毒資器材の確保

- ・消毒液や防護服、非接触型体温計、噴霧器(1台)等を備えている。
- ・その他消毒に必要な備品は、防災危機管理課より借用する。

### ◆ プラザ施設における感染拡大予防策(全館対応)

- (1) 施設入口及びエレベーター横へ手指消毒液を設置する。
- (2) エレベーターのボタンなど複数の人が触れる箇所の消毒。
- (3) 密閉を避けるため、低層階(概ね 3 階)は階段利用を促す。
- (4) 定期的に窓を開け換気を行うよう館内放送を行う。
- (5) 手洗いうがいの励行(張り紙掲示)。
- (6) 発熱等の症状のある方の入館制限を行う。